

甲子園大学 修学支援制度について

平素は本学の教育に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本学は令和7年度より「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく「高等教育の修学支援新制度」（以下、修学支援新制度）の利用ができなくなっております。

しかしながら、「修学支援制度」の対象者には、本学独自の「甲子園大学修学支援制度（令和7年度より新設）」により、同等の取り扱い（授業料減免と給付奨学金）を行いますので、本学に進学を希望する皆様にとりまして、安心して進路選択をしていただける環境となっております。認定は「修学支援新制度」の基準等に準じます。

また、令和7年度からは多子世帯への支援拡充により、今まで対象ではなかった場合でも支援対象となる可能性があります。

■甲子園大学 修学支援制度の内容

以下の通り、従来の「高等教育の修学支援新制度」と同等の支援を行います。

- (1) 入学金・授業料の免除または減額（授業料減免）
- (2) 給付型奨学金の支給

※具体的な実施方法等の詳細は、対象となる方に別途お知らせすることになります。

■採用区分

多子世帯以外			多子世帯		
採用区分	給付	減免	採用区分	給付	減免
第Ⅰ区分	満額(上限の範囲内)		第Ⅰ区分 (多子世帯)	満額(上限の範囲内)	
第Ⅱ区分	満額の 2/3		第Ⅱ区分 (多子世帯)	満額の 2/3	満額 (上限の 範囲内)
第Ⅲ区分	満額の 1/3		第Ⅲ区分 (多子世帯)	満額の 1/3	
			第Ⅳ区分 (多子世帯)	満額の 1/4	
			多子世帯	なし	

なお、本学が従来の「高等教育の修学支援新制度」の対象機関となった場合は、甲子園大学修学支援制度ではなく、国の修学支援制度を適用することになります。